

目次

「木」資源と山野、その競合と争奪 ——— 小野正敏 3

第1部 利用法とリサイクル

日本建築の歴史に見る木の再利用 ——— 富島義幸 29

木都の誕生 ——— 高橋学 69

港湾集落における木材加工技術 ——— 鈴木康之 85

中世都市鎌倉の木の利用と役割 ——— 山口正紀 103

鎌倉の木材利用 ——— 鈴木伸哉・鈴木(三浦)恵 121

第2部 調達法と木の効用

樽・材木の規格と木の種類——盛本昌広 143

材木の調達・消費と武家権力——高橋一樹 169

中世における樹木観・竹木観の展開——下村周太郎 189

「木」資源と山野、その競合と争奪

小野正敏

はじめに

第12回シンポジウムのテーマ、資源としての「木」の利用、場としての山野という視点からみると、木は中世社会の最も多岐の分野にわたり大量に、日常的に必要な資源と位置づけられ、また、管理により再生・持続可能な資源であること、さらに木の資源がある山野は、利用形態により複数の利用者が重なる場であることが、その特徴といえる。

「木」資源は、漆・蠟・柿渋・紙・染料などの加工原料資源を除いて狭義にとらえても、さまざまな木製品、建築材などの直接的な材料資源というだけではなく、社会基盤を支える基幹の生産、製鉄、製塩(塩木)、製陶などの燃料資源をはじめ、さらに紺灰、肥灰など、まさに多岐の生産分野にわたり必須のものであった。一方、同じくらい必要度が高かったのが人びとの日常生活のために使われる薪炭や粗朶、落ち葉の利用を含めた燃料資源である。特に都市住民にとって燃料は、食料とともに生命を維持するための外部から流通する不可欠の商品であった。都市遺跡などの消費の場において、建築材や木器などのリサイクルが行われ、最後はちゅう木からたぎぎとして燃やされるまで、徹底した利用の実態が発掘で確認されることは、その必要度の高さを語っているのである。

木の広範に及ぶさまざまな利用は、その産地における山野の多様な植生とその形態、各植物の部位の認識にも反映

品生産と都市消費などが展開した中世において、木の資源問題は、権力側にも、生産者側にも、また消費者側にとつても重要な問題であった。

表1 木の形態についての部分名称（草については省略）

実	ドングリ	イチゴ	クルミ	エビルもの	
幹枝	モト	エボ (ウラ)	スパイ	シバ	チチ
木目	タマモク	チヂミモク	アカメ		
樹皮	オニカワ (アラカワ)	アマカワ アマハダ	ズイ	シンコ	
生え方	株生	一本生			
木の形状	マキ	トキワギ	カズラ	雑木	灌木

1971年～74年調査 岡山県真庭郡湯原町粟谷

され、裏づけられている。例えば、表1はそうした資源とともに生活する山村の人びとが、その形態や部位について利用を意識した細かい個別の呼称をもつていたことを示した例である「篠原一九九五」。

篠原は、山村におけるたくさんの樹種の認識はもちろんのこと、それだけではなく、木の幹や枝、樹皮などについても特徴・特性によつて細かい部位に各々の呼称がつけられたことの意味を指摘している。篠原の調査は、一九七〇年代はじめの山村調査の聞き取り例だが、後述する「阿曾浦等四か浦百姓等申状」などにも「ほゑ(砂)木・ほた木(槽)・ばい木」など、材の太さや形状、用途により異なる呼称が使われており、中世においても同様に資源としての利用を意識した山野の詳細な植物認識がその背後にあったことが推定できるだろう。

そうした多様な山野資源の場合は、用益権によつて規定された利用形態によつては、利用が重なることが可能であり、中世ではむしろそうした場が多かったのである。冒頭の再生・持続可能な資源という特質も、領主と用益権をもつ複数の利用者間のバランスの上に成り立つものであった。しかし、実際にはそれぞれの立場の競合により衝突、争奪の対象となつたのである。特に里山とそれに続く中山間地域の山野こそが輻輳する多様な資源利用と複雑な権利関係などで競合し、争奪の場となつたのは必然であった。山野資源の利用の量と頻度、その価値が、現在よりも格段に高かつた前近代、特に急速に商

1 山野資源と場の競合・争奪

競合する山野資源、競合する相手とはなにか、その具体例を、越前の敦賀郡と南条郡にまたがる地域の史料でみてみよう(第一図)。

「阿曾浦等四か浦百姓等申状」(県史資料編8 中山正彌家文書二九)は、敦賀郡の阿曾浦・杉津浦・横浜浦・大比田浦の百姓が、今庄と敦賀を結ぶ山中峠越えの街道沿いの新道村・大桐村・山中村の百姓によって塩木の伐りだして山を荒らしていると訴えられた際の寛永元年(一六二四)福井庄奉行所宛の申状である。

四か浦の言い分は、山荒れの原因は新道・大桐・山中三村にあるとして、その状況を以下のように具体的に列挙した。

「一、材木をきりうり申候御事、

一、大木を年々ほた(槽)ニきり申候御事、

一、こうのはい(紺灰)前々ハ少やき申し候、近年ハ事外やき申候うり申候御事、

一、ほゑ(杪)木・ほた木今庄川(側)へ出しうり申候御事、

一、やきはた(焼畑)諸所ニあまた仕候御事、

一、我等仕候しほ木(塩木)ハ、一年二年之間ニいてき申候しは、ほゑ・ばい木・かやなどにて御座候、(略)」

南条郡に属す今庄側の三か村は山間の村であり、木材や建築材の加工販売、杪とともに大木までも槽||薪として販売、また紺灰の生産販売を拡大し、さらには焼き畑も各所でしていた。一方、田畠が少ない敦賀郡東浦地区の四か浦は漁労と製塩で生計をたて、その燃料塩木を同じ山から取っていた。そこには、大木から下草まで山野資源を根こそ

ぎ利用する山村三か村と塩木として灌木類を再生可能な形で利用する四か浦という、山野資源の用益権の違いによって重なっていたのである。そして商品販売の拡大による生産の増大は山荒れを進め、資源の減少・枯渇が現実のものとなっていたのである。

その結果、資源を巡って両者の衝突が起き、実力行使と制裁のようすが次のように記される。

「一、当月八日二よこ浜うら・大比田うら之者しほ木仕、山より罷出候うし共を、新道村・大きり村・山中村之御百姓衆待請、両所二而荷物をきり取、なた・かま・道具を取、牛之くら(鞍)まてきり理不尽成儀被仕候、(略)」

そこには中世より続く慣行によって違反者の道具を取り上げる行為が存続していることが記されている。その実態が四か浦の言い分通りだとすれば、四か浦側は、なた・鎌で伐採可能な塩木に限定、順守していたことになり、マサカリを使う大木の伐採はしていなかったということになる。盛本昌広は、文亀二年(二五〇二)の「近江今堀地下掟」などに道具によって料りに差額があり、没収された道具から資源を検討する必要があると指摘している[盛本二〇〇九]。ちなみに、この掟では手折木葉など道具を使わない咎が一〇〇文、カマキリは二〇〇文、ナタは三〇〇文、マサカリは五〇〇文である。後述する越知山大谷寺は、寛文二年(一六六二)の定めで、山田畠越境の罪科として、山柴一束苧りまたは山一間四方について米二升、樹木雑木伐採掘は値段を定めその木の値段の三倍、草一束苧りは一束につき米二升としている(「大谷寺井門前定」 県史資料編5越知神社文書七八)。

また申状の前段には、「朝倉殿之御時より、今庄(南条郡)ハ赤佐殿御領地、敦賀郡は朝倉太郎左衛門尉殿より武藤殿、はちや殿、形部少殿、代々かわらせられ候へとも、先例にまかせられ少も相違無御座山入仕来候、新儀二付而此山へ入不申候へは四ヶ浦たいてん可仕候間」とある。この寛永元年には敦賀郡が福井藩領から小浜藩領に変わったが、これらの塩木山は福井藩領のままであり、郡境を越えた既得の用益権が、領主の変化とともに揺れ動く危機意識も示されている。